

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例案について

人事課

1 改正の理由及び内容

国家公務員に準じて、次のとおり職員の定年の引上げ等に関して必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う。

(1) 定年の段階的引上げ

令和5年から令和13年にかけて、職員の定年を60歳から65歳まで（医療業務に従事する医師・歯科医師については65歳から70歳まで）段階的に引き上げる。

		段階的な定年の引上げ										65歳定年の完成
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
定年年齢	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	
令和4年度末年齢	60歳	60歳 定年退職	61歳 再任用	62歳	63歳	64歳	65歳					
	59歳	59歳	60歳	61歳 定年退職 定年前再任用 短時間	62歳 再任用	63歳	64歳	65歳				
	58歳	58歳	59歳	60歳	61歳 定年前再任用 短時間	62歳 定年退職	63歳 再任用	64歳	65歳			
	57歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 定年前再任用 短時間	62歳	63歳 定年退職	64歳 再任用	65歳		
	56歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 定年前再任用 短時間	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 再任用	
	55歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 定年前再任用 短時間	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

(2) 役職定年制の導入

管理監督職の職員を、原則として、60歳に達した日以後、最初の4月1日に管理監督職以外の職に降任等させる「役職定年制」を導入する。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳を超えて退職した職員を、引上げ後の定年退職日までの間、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる「定年前再任用短時間勤務制」を導入する。

(4) 職員の給料水準について

60歳を超える職員の給料月額は、60歳時の7割水準とする。

(5) 職員の退職手当について

60歳を超えて退職した職員の退職手当は、引上げ後の定年退職日の前に退職を選択した職員が不利とならないよう、「自己都合」を理由とする退職の扱いとせず、「定年」を理由とする退職と同様に算定する。

2 施行期日

令和5年4月1日